

二 組合同盟会計制度改革に関する件
 (一) 金庫徴収方法 - 支部より直接本部に納入する
 (二) 各組合と同盟との財政関係 - 組合同盟財政委員会にて「経創算書」を編成し、各組合は毎月「組合予算書」を同盟本部に請求し、同盟本部より各組合に支出する。
 (三) 組合同盟財政委員会 - 同盟会計書記及び若手(五名)の財務委員にて構成し、財務委員は中央委員会選任し、中央執行委員会之を統制するものとす。
 (四) 会計制度改革決議の発表(別表)
 三 組合同盟人事移動に関する件
 前項決議により同盟本部を改め、必要を認め互の如く役員を選任す。

4
 会計 - 細各 財務委員 - 佐藤 大次郎 関 有
 日・関家 他に關西一名 岡本 龍彦
 主事 - 菊川 組長 菅原 多助 藤本 隆夫 政
 治部長 - 加藤 國助 藤本 隆夫 藤本 隆夫
 今村 教育出版部長 - 内田 龍彦 藤本 隆夫
 婦人部長 - 岩内 (女)
 三 全国婦人同盟組織的支那の件
 四 日本労働者同盟の件
 五 友愛学生生活費(経費)の件
 六 自主的労働調査会の件
 七 拡大中央委員会開催の件
 以上
 創文(周年紀念)期として開催すること
 「別項」会計制度改革に関する決議
 一 第三回中央委員会に現下の資本の攻勢に對

抗し、且つ左右両翼の共小規模的運動と抗争する
 ためには、組合同盟全般の運動を全面的に
 統制するの必要を認め、
 二、此の必要に反する場合には、従来の会計を
 組合同盟本部に集約し、組合同盟全般の
 財政的統一を圖りて運動の統制を實現せんとす
 こと期す。
 三、本部は暫時的制らばす
 四、本部を本部に歸しては、詳細事情を以て本部
 会に對して自衛的防衛の例外と認め
 五、本部実施期は十月十八日開任の同盟本部執
 行委員及本部代表の共同協議会に於いて決
 定するものとす。
 (周年紀念)拡大中央委員会(十月廿日)
 本部執行委員及代表、中央委員外の組合代

5
 表及び昔々前衛隊代表を加へて合計四十二名
 ◇本部報告 - 中央委員会報告(第一回)より
 三回まで、人事報告及び組合同盟財政、中
 央執行委員会(第一回)中五回(常規)等
 不立七回中央執行委員会報告(一)全国婦人同
 盟協会の(一)全国婦人同盟(二)口下下等協会の
 (四)労働者同盟及び労働同盟 (五)東京地方婦
 女産業別協会の(六)同盟本部書記(七)会計報告
 状態 (八)留学生在園西遊記 (九)鏡左衛門の金庫
 徴収
 ◇各地労働報告(一)内務省(二)
 ◇決議事項
 一 及債十返動に關する件
 金融恐慌の影響を未だ去らぬ、年々労働力
 富期にあるから本部は本部に必要がある、日